基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号） 基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 ＢＥＩ（　　） （ＢＥＩの基準値　　） （住宅部分） （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準 □基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準 □基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
【16．工事着手予定年月日】　　年　　月　　日
【17．工事完了予定年月日】　　年　　月　　日
【18．備考】

（第四面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】
【２．住戸の存する階】　　階
【３．専用部分の床面積】　　㎡
【４．住戸のエネルギー消費性能】 （外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項） □基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率　　W／(㎡・K)　（基準値　　W／(㎡・K)） 冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　） □基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準 外皮平均熱貫流率　　W／(㎡・K)　（基準値　　W／(㎡・K)） 冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　） □基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） □基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外 （一次エネルギー消費量に関する事項） □基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 ＢＥＩ（　　） □基準省令第１条第１項第２号ロ(2)の基準 ＢＥＩ（　　） □基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　）